

「深谷ねぎロゴシール」の使用開始について

■ 概要

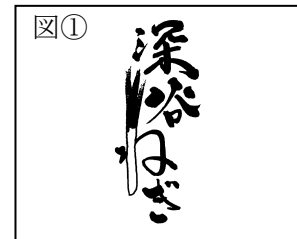
市で取得済みの図形商標を使用したシール（別添資料の通り）を作成し、深谷ねぎの出荷箱に貼付することで、深谷ねぎの旬をPRし、深谷ねぎのブランド化を推進するものです。図形商標の使用については、市と、市内出荷団体が構成された「深谷ねぎブランド化戦略会議」との間で、商標使用に関する協定書を締結することで、使用を許可することとします。

■ 図形商標「深谷ねぎ」について

登録番号 5070839号

登録日 平成19年8月17日

商標 右図①の通り



■ 使用基準について

「深谷ねぎブランド化戦略会議」で定めた以下の基準に基づき協定を締結する

- (1) 深谷市内の農地で定植から管理された根深ねぎを対象とする。但し、埼玉県内における利根川流域の農地で生産された根深ねぎについても、平成22年12月1日以前から、会員が運営する集荷施設へ深谷ねぎとして出荷されており、定植から管理されているものは対象とする。
- (2) 平成23年11月1日から平成24年3月31日までに会員の運営する集荷施設へ出荷されたものを対象とする。
- (3) 定植から生産履歴が完備され、会員が確認できるものを対象とする。
- (4) 規格として、M、L、2Lのものを対象とする。

■ 使用を開始する団体について

株式会社深谷中央市場（11月1日から使用開始）

ふかや農業協同組合（11月20日から使用開始）

■ 使用方法

深谷ねぎの出荷箱にシールを貼付して使用

■ 問い合わせ先

産業振興部農業振興課 電話：574-6648

FAX：574-6669